

高額医療・高額介護合算制度で 医療保険と介護保険の自己負担額が 高額になっている世帯の負担軽減

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

平成25年度分（平成25年8月）から平成26年7月分の申請の受け付けが開始しています。

なお、対象となる世帯については、平成26年12月以降に申請の案内を送付しますので、申請方法などをご確認ください。

※平成25年8月から平成26年7月の間に加入している医療保険の種類が変更になった場合など、お知らせできないことがあります。

制度の趣旨

医療保険では医療費の自己負担額について、1ヵ月ごとの「自己負担限度額」が設けられており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支

給されます。

また、介護保険でも同様に、介護サービス費の自己負担額について、1ヵ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で平成20年4月に制度が新設されました。

合算の範囲

基準日（計算期間の末日、通常7月31日）時点で加入し

制度の概要

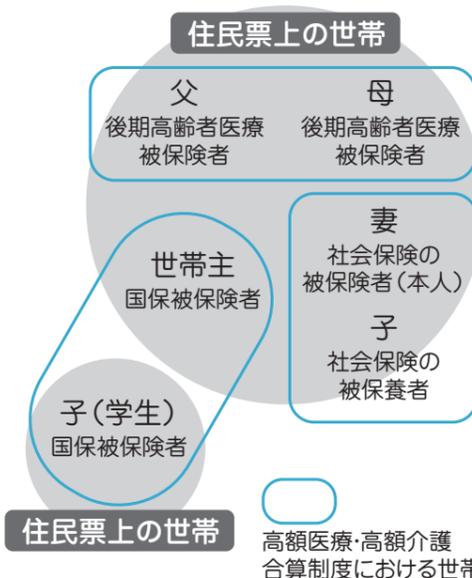
1年間（前年8月1日から当年7月31日、以下「計算期間」という）の医療と介護の自己負担の合算額が算定基準額（表1）を超えた場合、超えた部分を支給します。

（表1）算定基準額

負担区分	算定基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

※算定結果が500円以下の場合には支給できません。
 ※区分Ⅱ：世帯員全員が、住民税非課税の場合。
 ※区分Ⅰ：「区分Ⅱ」のうち、その世帯の各所得が0円である場合。年金所得は、所得控除を80万円として計算します。

（図1）高額医療・高額介護合算制度における世帯



ている医療保険の世帯単位で、計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。なお、入院の際の食事代や差額ベッド代などは対象になりません。

住民票上で同じ世帯でも、加入している健康保険が異なるときは、別世帯となり合算できません。（図1）

また、医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑
- ・振込先口座を確認できるもの（通帳など）
- ・加入する医療保険または介護保険に変更があった方は、以前の保険での「自己負担額証明書」

基準日（7月31日）時点で加入していた医療保険の窓口で申請します。

また、計算期間内に被保険者資格を喪失された方は、資格

年金

平成26年度 扶養親族等申告書の提出について

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(435)2581
 加古川年金事務所 ☎079(427)4743

老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税および復興特別所得税の課税対象とされており、年金の支払者である日本年金機構は、年金の支払の際には、所得税を源泉徴収することが義務付けられています。源泉徴収する際には、年金受給者は税を負担する能力に応じた課税となるように各種の控除を受けることができます。その控除を受ける際には、控除額の算出のために年金受給者の方から「扶養親族等申告書」を提出いただく必要があります。なお、障害年金や遺族年金には税金はかかりません。

▼申告書の提出が必要な方

所得税の課税対象となる方は、左記の金額の老齢年金などを受け取られた方です。

- ・65歳未満の方は108万円以上
 - ・65歳以上の方は158万円以上
- 所得税の課税対象となる方

には「平成26年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（はがき形式）」が毎年10月下旬に日本年金機構から送付されます。

お手元に届いた「扶養親族等申告書」は、必要事項を記入のうえ日本年金機構に忘れずに提出してください。

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、控除申告がないものとして扱われるため、源泉徴収される際に各種控除を受けることができず、ご注意ください。

また、「扶養親族等申告書」が届かない場合や、棄損または紛失された場合には、日本年金機構ホームページをご覧くださいか（申告書をプリントアウトすることができません）、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル」☎0570(005)1165にお問い合わせください。

平成27年1月1日から70歳未満の 国民健康保険高額療養費制度が改正されます

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

平成27年1月1日から高額療養費制度（限度額認定証）の区分が下記の表のとおり変更されます。

現在、限度額認定証をお持ちの方には平成26年12月の下旬に新しい限度額認定証を郵送します。平成27年1月1日以降に医療機関にかかれるときは必ず窓口で新しい限度額認定証を提示してください。

なお、70歳以上の方については、区分の変更はございません。

現行		法改正後		
所得	区分	所得	区分	限度額
上位所得者	A	旧ただし書き所得 901万円超	ア	252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 〔4ヵ月目～：140,100円〕
		旧ただし書き所得 600万～901万円	イ	167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 〔4ヵ月目～：93,000円〕
一般	B	旧ただし書き所得 210万～600万円	ウ	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 〔4ヵ月目～：44,400円〕
		旧ただし書き所得 210万円以下	エ	57,600円 〔4ヵ月目～：44,400円〕
非課税	C	低所得者 （住民税非課税）	オ	35,400円 〔4ヵ月目～：24,600円〕

< 4ヵ月目～ >：過去12ヵ月に高額療養費が発生した場合、4ヵ月目からの負担金額

旧ただし書き所得＝※総所得金額等－基礎控除（33万円）

※総所得金額等…前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物などの譲渡所得金額などの合計。ただし、退職所得は含まず、雑損失の繰越控除は控除しません。

楽しく防災活動をやろう 播磨町自主防災組織合同研修会

▼問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

「楽しく防災活動をやる

う」というテーマのもと、多
彩なアイデアを仕掛け、地域
防災力の向上に大きく貢献し
ている加古川グリーンシテイ

防災会の会長をお招きして、

講演会を開催します。普段の
生活に防災を取り入れた「生
活防災」を中心とした興味深
い内容となっております。

本講演会は、地域防災力の
向上を図ることなどを目的と
して、開催するものですが、
一般の方もぜひご参加くださ

い。

なお、会場の定員に達した
場合はご入場いただけません
可能性があります。

あらかじめご了承ください。

▼日時 12月13日(土)

午前10時～正午(受付開始9
時30分)

▼場所 中央公民館 大ホー

ル
▼講師 大西賞典(加古川グ
リーンシテイ防災会 会長)

播磨町消防団 消防団年末特別警戒

播磨町消防団では、年末の火災予防
運動に合わせ、12月26日(金)から
31日(水)までの間、夜間に各分団詰
所を拠点に年末特別警戒を実施し、夜
間パトロールなどを通じて「火の用心」
を呼びかけます。

▶問合せ 危機管理グループ
☎079 (435) 0991



防災コラム

家庭での備蓄は何日分ぐらいで何が必要ですか？

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

播磨町では、災害に備えたご家庭での備蓄として、食料品、生活必需品などを7日分確保いただくようお願いしています。

これまで災害に備えた家庭内備蓄は3日分を目標としてきました。それは、過去の災害では発災後3日経てば道路状況も改善し、流通が回復することで外部から物資が届くという経験からきています。

しかし、東日本大震災では、被災地が広域にわたったことにより、長期にわたり物資が不足する状況が続きました。今後30年以内の発生確率が60～70%と言われている南海トラフ巨大地震に伴う災害では、被災する地域や人口は、さらに大きくなることが想定され、物資が不足する状態も長期間継続することが予想されます。

このことから国や町では、災害に備えて家庭での備蓄は、7日分が必要という認識に改めました。また、播磨町は自己完結の災害対応を必要とされる可能性が高いことから、災害に備えた一人ひとりの備蓄が重要となります。(自己完結の災害対応については、先月号のコラムをご参照ください)

では、私たちはどうやって7日分もの備蓄を蓄えればいいのでしょうか？

現実的な問題として、経済的な課題もありますし、保管に必要なスペースも大きくなるでしょう。

そこで考えられたのが「ローリングストック法」とよばれるものです。難しそうな名称ですが、要は

「買いだめ・使い回し」です。

普段の生活でレトルト食品やトイレットペーパーを使用する分だけ、その都度購入される方は少ないと思います。おそらくスーパーの特売日などに買いだめされておられるのではないのでしょうか。この買いだめする量を増やし、日々これらを使いながら買い足していくことで、常に在庫がある状態を作り出し、この在庫を家庭内備蓄としても活用しよう、というのがローリングストック法です。

短期間しか保存できないものには不向きですが、缶詰やレトルト食品、日用品など長期間保存できるものは、ぜひともこの「ローリングストック法」の活用をご検討ください。経済的な負担やムダをできるだけ省き、普段の生活の延長線上に防災を位置付けるという点で、有効な方法であると思います。

播磨町では、平成26年3月に「播磨町備蓄計画」を策定していますが、この計画には町の備蓄だけでなく、ご家庭での備蓄物資の具体的な例示や「ローリングストック法」の詳しい内容についても記載されています。ぜひ一度ご覧ください。

関係ウェブサイト「播磨町備蓄計画」

http://www.town.harima.lg.jp/kurashi/kurashi_bosai/kurashi_bosai_bosai/kurashi_bosai_bosai_bichiku.html